

堺市地域防災計画の見直しに向けての提言

平成24年2月

堺市議会
災害に強いまちづくり調査特別委員会

はじめに

平成23年3月11日の東日本大震災における未曾有の被害、さらには、同年9月の台風12号に伴う豪雨による河川氾濫や土砂災害など、大きな災害が相次いでわが国に甚大な被害をもたらした。

とりわけ、東日本大震災は、日本での観測史上最大規模で広範囲の震源域をもつ地震、それに伴う大津波、液状化現象や地盤沈下、コンビナート火災・原子力発電所事故など、広域的で複合災害として我が国の防災対策の見直しが求められるものとなった。

「安全・安心なまちづくり」を具現化することは、市の最重要施策の一つであり、堺市マスタープランにおいても「暮らしの確かな安全・安心を確保します」を政策の1番目に掲げ、「地域防災力の向上と災害に強いまちづくりの推進」を謳っているところである。

地震や津波、風水害などの危機事象が発生した際に市民の命と財産を守るためには、「自助」「共助」「公助」それぞれの役割を踏まえた取り組みが必要である。とりわけ地域防災力の向上は重要であり、そのためには区役所が大きな役割を果たすべきであると考えます。

また、各部局においてもそれぞれの分野で災害への備えが求められており、各委員から様々な問題提起をしてきたところである。

「災害に強いまちづくり調査特別委員会」では、委員会の議論並びに視察調査、被災地へ救援派遣された本市職員へのヒアリング調査などを踏まえ、下記のとおり、自然災害に焦点を当てて、堺市が安全安心で災害に強いまちづくりを推進していくため提言を取りまとめた。

当局におかれては、本提言を尊重し、各部局がそれぞれの役割認識のもと主体性をもって、より一層安全安心なまちづくりを強力に推進していただくよう求める。

1 津波対策について

(1) 津波想定の見直しに伴う避難対策の推進

- ① 国の被害想定に先んじて、津波災害の恐ろしさについて市民理解が深まるよう取り組みを進めるとともに、校区ごとに避難方法、避難経路、津波避難ビルなどを記載した暫定的な津波警戒マップを作成し、市民啓発と訓練の実施を推進すること。
- ② 津波に対する啓発を進める方策の一つとして、浸水想定区域において標高を示す看板等の設置を推進すること。
- ③ 今後、国の被害想定が出た段階で、津波ハザードマップの見直しを行い、有効な津波避難対策を講じること。また、避難経路、防災教育等の定期的な見直しを図ること。

(2) 緊急一時的な避難場所として津波避難ビルの指定を推進

- ① 新たな浸水想定区域において、公的施設だけでなく民間マンション、民間施設などの指定を積極的に進めること。
- ② 津波避難ビルについては、住民に分かりやすいよう看板の設置をはじめ周知に努めること。
- ③ 高架道路や高架駅舎への避難ができるよう積極的に働きかけること。

2 地震対策について

(1) 耐震化施策の推進

- ① 学校園施設の耐震化事業を積極的に推進すること。
- ② 橋梁の耐震化計画を再構築し、優先順位を明確にしたうえで、積極的に耐震化事業を推進すること。
- ③ 住宅・建築物耐震診断制度及び改修促進補助事業の積極的な活用を促し、民間住宅の耐震化を積極的に推進すること。
- ④ 家具の転倒防止のための安全設備の付加など住家内での安全対策の実施に向け、市民啓発及び必要に応じて直接的な支援を行うこと。

3 水害対策について

(1) 水害、土砂災害対策の推進

- ① 河川、水路、港湾及びため池における洪水や高潮による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施すること。
- ② 堺市の所管外の施設にあつては適切に施設管理者との連携を図り、市民の安全確保に努めること。
- ③ 土砂災害の発生が予測される危険箇所について、防災体制の整備、予防措置の指導及び発生を予測するシステムの整備を行い、地域住民の安全確保に努めること。
- ④ 近年増加している局地的集中豪雨に対して効果的な対策を推進すること。

(2) 適切な情報提供

災害の発生が予測される場所については、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を記載したハザードマップの作成と周知を行うとともに、常にその見直しにより最新の情報提供を行うこと。

4 各種災害共通事項

(1) 多様な情報伝達手段の構築

- ① 避難勧告・指示や気象警報等の災害情報を迅速に市民に伝達できるよう、防災行政無線屋外スピーカー・モーターサイレン等の整備拡充を推進すること。
- ② 災害情報の伝達が、迅速かつ的確に行えるよう、エリアメールの導入など様々な情報伝達・広報手段の拡充を図ること。また、利用者の拡大を図ること。
- ③ 災害発生時における電話回線遮断等に対応できるよう、衛星電話の導入など通信手段の確保を図ること。

(2) 避難所運営体制の充実

- ① 東日本大震災の教訓及び男女共同参画の視点を踏まえ、避難所運営マニュアルを検証するとともに、災害地区班員や避難所の施設管理者等への周知を行うこと。
- ② 各職員は災害時における自らの役割を認識することはもとより、特に災害地区班員は避難所運営についての知見を深めるよう研さんを怠らないこと。
- ③ 指定避難所・福祉避難所の表示看板の設置を推進すること。
- ④ 地域会館等の地域における自主的な避難所への運営支援の充実を図ること。

(3) 備蓄物資の充実及び搬送手段の確保

- ① 備蓄物資の充実と、各避難所への分散備蓄を拡充すること。
- ② 救援物資等が、物資を必要とする避難所等の被災者へ迅速・的確に届くよう搬送手段を構築すること。

(4) 地域防災力の向上

- ① 自主防災組織活動の強化と活性化を図るため、防災士をはじめとする地域防災を担うリーダーの育成を図ること。
- ② 自主防災組織が真に自立した活動を行うことを目標として、組織の習熟度に応じた適切な助言・支援を行うこと。
- ③ 区役所と自主防災組織とのより緊密な連携を図り、地域の特性や実情に応じた地域防災活動を実践することにより、地域防災の拠点としての区役所の機能向上を図ること。

(5) 学校園施設の防災機能と防災教育の充実

- ① 教職員は、子どもの生命・安全を守るために高い防災意識をもち、防災教育の充実を図ること。
- ② 幼児・児童・生徒に災害に対する正しい知識を身につけさせ、自分自身を守ることができる力を育成すること。
- ③ 各学校園施設の実情に応じた避難訓練を実施するとともに、地域の防災訓練に子どもたちが参加するなど、地域との連携・協働を柱とした防災教育の充実を図ること。

④ 放課後児童対策事業の災害時の連絡体制の充実及び、実情に応じた避難訓練・防災対策の充実を図ること。

(6) 災害時要援護者支援

① 災害時に支援を必要とする要援護者のリスト化を行い、地域の支援者が活用できる仕組みを構築すること。

② 福祉避難所の指定拡大、及び災害時に運営を行うための仕組みづくりを民間事業者の協力を得ながら市民協働で行うこと。

(7) 民間事業者、他自治体等との防災協定の推進

① 民間事業者との協定を推進するなど連携を進めるとともに、必要な啓発を行い、行政のみでは実施することのできない防災対策を強化すること。

② 近隣及び遠隔の自治体との連携を進め、災害時の対応に万全を期すこと。

③ 公共交通機関との連携を図り、災害時における駅舎の活用を推進すること。

(8) 受援体制の確保

堺市が被災地となった場合、全国から駆け付ける緊急消防援助隊や自衛隊などの応援部隊が効果的に活動できる拠点の整備に取り組むこと。

(9) 被害想定 of 把握

① 地震災害想定総合調査及び本市の実態に即したがれき発生原単位調査を実施すること。

② 災害発生時には被害想定 of 取り組みを活かしつつ、住宅やインフラ等 of 被害状況を見極めたうえで、集積場所 of 特定を含めがれき処理計画を策定すること。